

## 告示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

| 一 道路の種類及び路線名    | 占用を制限する区域                      |
|-----------------|--------------------------------|
| 一般国道 百二十二号      | 久喜市菖蒲町菖蒲地先から蓮田市馬込六丁目地先まで       |
| 〃 百二十五号         | 久喜市栗橋東六丁目地先から同市高柳地先まで          |
| 県道 さいたま栗橋線      | 蓮田市山ノ内地先から久喜市高柳地先まで            |
| 〃 さいたま菖蒲線       | 蓮田市大字高虫地先から久喜市菖蒲町菖蒲地先まで        |
| 〃 川越栗橋線         | 久喜市菖蒲町下栢間地先から同市西大輪地先まで         |
| 〃 境杉戸線          | 幸手市大字中島地先から北葛飾郡杉戸町内田二丁目地先まで    |
| 〃 さいたま幸手線       | 白岡市岡泉地先から北葛飾郡杉戸町大字下高野地先まで      |
| 〃 春日部菖蒲線        | 白岡市太田新井地先から同市篠津地先まで            |
| 〃 春日部久喜線        | 南埼玉郡宮代町字中島地先から久喜市本町四丁目地先先まで    |
| 〃 上尾久喜線         | 蓮田市大字駒崎地先から同市大字根金地先まで          |
| 〃 六万部久喜<br>停車場線 | 久喜市下清久地先から同市上町地先まで             |
| 〃 加須幸手線         | 久喜市鷲宮四丁目地先から同市東大輪地先まで          |
| 〃 幸手久喜線         | 久喜市吉羽三丁目地先から同市本町七丁目地先まで        |
| 〃 蓮田杉戸線         | 蓮田市藤ノ木四丁目地先から同市大字江ヶ崎地先まで       |
| 〃               | 南埼玉郡宮代町字中島地先から北葛飾郡杉戸町清地一丁目地先まで |
| 〃 蓮田白岡久喜線       | 蓮田市藤ノ木四丁目地先から同市大字黒浜地先まで        |
| 〃 下吉羽幸手線        | 幸手市大字上吉羽地先から同市大字内国府間地先まで       |
| 〃 下高野杉戸線        | 北葛飾郡杉戸町大字下高野地先から同郡同町杉戸三丁目地先まで  |

〃 惣新田幸手線 幸手市大字平須賀地先から同市大字上高野地先まで  
〃 下早見菖蒲線 久喜市下早見地先から同市河原井町地先まで  
〃 東武動物公園 北葛飾郡杉戸町杉戸三丁目地先から同郡同町杉戸二丁目地先まで  
停車場線 目地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日